

## 中教審・教育基本法「見直し論」の検討

大橋基博

はじめに

第1節 中教審中間報告の「見直し」論理の問題

第2節 新聞論調の検討

第3節 一日中教審（公聴会）での意見

第4節 中教審による教育関係団体からのヒアリングの検討

おわりに

### はじめに

中央教育審議会は2002年11月14日「新しい時代にふさわしい教育基本法と教育振興基本計画の在り方について」（中間報告）を文部科学大臣に提出した。中間報告は「教育基本法の在り方に関しては、審議の過程をできるだけ分かりやすく示しながら、意見が集約された論点について見直しの方向を明らかにした。幾つかの論点については、意見の集約に至らず引き続き検討することとしている。また、教育振興基本計画の在り方に関しては、将来の計画の策定を視野に入れ、計画の骨格となる基本的な考え方を取りまとめた」（中間報告の「はじめに」より）ものである。引き続き検討するという論点は残されているものの、中教審は教育基本法見直し、すなわち教育基本法を改正すべきであるとの最終答申を行うという方針を固めたといつてよい。

2003年1月16日の自民党大会では「郷土愛と愛国心をはぐくみ、公共心、道徳心あふれる日本人を育成し、家庭や地域の教育力の回復を図るため、教育基本法の改正に取り組む。このため、全都道府県に設けられた教育改革推進本部を中心に、教育基本法改正を国民運動に高めるための活動を展

開する」との方針を含む「平成15年党運動方針」を決定している。政府・自民党は今国会に教育基本法改正案を提出する予定である。

文科省は2003年1月20日「第156国会（常会）提出予定法律案について（文部科学省関係）」を発表したが、その中で「検討中のもの」として「1. 教育基本法案（仮称）」を示した。「一部を改正する法律案」ではなく、あらたな法律として立案・制定する方針を示した。また翌21日には1月30日で任期が切れる中教審の次期会長に現会長の鳥居氏の留任を決め、2月1日付で第2期中央教育審議会の委員30名と臨時委員3名を任命した。23委員が再任となり、小野元之前文部科学事務次官も臨時委員に任命された。これは「教育基本法見直し」の最終答申を年度内にまとめるための措置である。小泉首相は1月31日の施政方針演説で、「教育基本法の見直しについては、国民的な議論を踏まえ、しっかりと取り組んでまいります」と述べた。現在、教育基本法改正の準備が着々と進められている。

本稿では、中間報告の「見直し論」の論理とその問題を指摘し、続いて、中間報告への新聞論調、一日中教審での意見発表、中教審でのヒアリングでの各団体の意見などから中間報告への国民各層

の反応を分析する。最後に「見直し論」が多くの団体から「支持」されているが、その論理構造およびその背景について明らかにする。(なお、教育基本法見直し問題は事態が急速に展開している。本稿は基本的には2003年1月31日現在の時点で論述する。)

## 第1節 中教審中間報告の「見直し」論理の問題

### 1 中間報告の論理展開

中教審は教育基本法見直しの根拠の一つとして社会の変化をあげている。それは次のような論理展開となっている。

第1に、教育目標を考えると、次代に継承すべき価値と時代の変化とともに変えていく必要のあるものがある(これは「不易」と「流行」という言葉でよく説明される)。いつの時代においても変わらない教育の役割と継承すべき価値は、21世紀の教育においても、しっかりと踏まえていかなければならない。

第2に、現在は「歴史的変動の時代」であり、次のような時代の潮流を考える必要がある。

- ①少子高齢化社会の進行と家族・地域の変容
- ②高度情報化社会の進展と知識社会への移行
- ③産業・就業構造の変貌
- ④グローバル化の進展
- ⑤科学技術の進歩と地球環境問題の深刻化
- ⑥国民意識の変容

第3に、これらの時代の大きな潮流を踏まえ、「21世紀を切り拓く心豊かでたくましい日本人の育成」を大きな教育の目標とし、具体的には以下の目標を設定する。

- ①自己実現を目指す自立した人間の育成
- ②豊かな心と健やかな体を備えた人間の育成
- ③「知」の世紀をリードする創造性に富んだ人間の育成
- ④新しい「公共」を創造し、21世紀の国家・社会の形成に主体的に参画する日本人の育成
- ⑤国際社会を生きる教養ある日本人の育成

第4に、これらの目標を達成するためには現行

の教育基本法で示されている教育の理念や原則では不十分である。教育基本法を見直す視点は以下の通りである。

- ①国民から信頼される学校教育の確立
- ②「知」の世紀をリードする大学改革の推進
- ③家庭の教育力の回復、学校・家庭・地域社会の連携・協力の推進
- ④「公共」に関する国民共通の規範の再構築
- ⑤生涯学習社会の実現
- ⑥教育振興基本計画の策定

このような論理展開で教育基本法見直しの必要性を「論証」し、第1条から10条までの見直しの「方向」を示している。

### 2 「見直し論」の論理矛盾

中間報告では教育基本法見直しの視点として上記の6点をあげているが、①②⑤は臨時教育審議会以後の教育政策で推進されている事柄であり、教育基本法を改正しなければならないという理由にはならない。③の家庭教育の必要性、⑤の生涯学習社会の実現についても現行法にその趣旨が含まれている。中教審の論議では、家庭教育の内容にまで踏み込んでいるが、それは本来、法律、行政が介入すべきものではないことを留意すべきである。

中教審の現状認識は、一言で言えば日本の教育は様々な課題に直面している、そのため根本にまでさかのぼった見直しと改革が必要であるというものである。その対応は基本的に臨教審以後の改革路線を徹底するものである。その一方で、今日の教育の病理現象はどうして生じたかという、今までの教育政策、とりわけその基本理念を示してきた教育基本法に問題があり、教育のパラダイム(枠組み)を転換する必要があるとする。つきつめれば問題とされていることの原因とそれへの対策は同じものである。ここに中教審の「見直し論」の最大の矛盾がある。

やや極論すると、文部科学省が新自由主義的な競争と選抜の教育、能力主義教育を進める上で教育基本法は障害物となっていなかった。教育基本

法の理念を無視、軽視、恣意的解釈することで臨教審以後の改革が進められてきたわけであるから、教育の制度的側面を改革するためにあえて教育基本法を改正する必要はない。このような論理矛盾を起しているのは、中教審の総会で教育基本法改正の理由がわからないという指摘が相次ぎ、無理に改正の理由をこじつけた結果といえよう。

結局のところ積極的な見直しの論拠として残るのは、④の「公共」に関する規範と⑥の教育振興基本計画の策定になる。早稲田大学の西原博史氏は「教育基本法『改正』を提起する理由があるとすれば、それは、文部科学省にとってこの法律が邪魔になっているからでしかあり得ない。教育基本法で『あり得べからざるもの』とされていることを実現する上で、この法律が障害になるからである。国家のための道具として人間観を再注入する上で」と述べている（『世界』2002年12月号）。以下ではこの④と⑥の2点を中心に中間報告がどのように受け止められたかを検討していく。

## 第2節 新聞論調の検討

各新聞は、中間報告の直後、次のようなタイトルの社説等を掲載した。

- ①朝日新聞「教育基本法—理念をもてあそぶ暇はない」（11月15日）
- ②毎日新聞「教育基本法—中教審報告こそ見直しを」（11月15日）
- ③読売新聞「[教育基本法]改正を『再生』への一歩としたい」（11月15日）
- ④中日新聞「改正は広い議論から」（11月15日）
- ⑤日本経済新聞「『日本再生』へ向けた教育基本法見直し」（11月15日）
- ⑥産経新聞・主張「日本らしい法の形へ前進『教育基本法改正』」（11月16日）

以下では、中間報告への論評と、関連する社説の検討を行う。

### (1) 朝日新聞

朝日新聞は、基本法に盛り込もうとする項目ひとつひとつについては異論はないとしつつも「まず問題は、新しい理念を基本法に加えることで、

子どもたちを取り巻く深刻な状況を好転させられるかどうかである」と今日の教育問題を解決するために中間報告は決め手にならないと判断する。さらに「『日本人』や『心』が強調されていることが気になる。ほかの理念に比べて均衡を欠くほど突出すれば、行きすぎになりかねない」との懸念を示す。中間報告の内容で基本法が改正されれば、「指導要領の改訂や、これまで以上の教育現場への徹底となる。理念は理念にとどまらず、場合によってはゆがみを生ずることもある」と中間報告を批判する。同紙は基本法を改正するよりも「法律の目的を実現する具体的な方策を探るのが先決だ」という主張である。

朝日新聞は、教育改革国民会議が各分科会の「審議の報告」を行った直後に「教育改革 基本法をあげつらうより」という社説（2000年7月28日）で、教育基本法の見直しに積極的な姿勢を示した第1分科会の報告を「国家や伝統をあえて強調する改正論は、（子どもの権利条約などに示された個人の尊重や地球市民としての自覚などの）こうした流れに逆行するものではないか」と批判していた。9月10日の社説「教育基本法 上滑りの見直し論議」では「これまで発表された議事録を見る限り、国民会議は印象論の言い放しという感がある」として実態に沿った議論が行われなまま基本法改正が報告に盛り込まれることに疑問を投げかけた。最終報告が出される直前には「教育基本法 なんのための改正か」（2000年12月14日）と題して、教育改革国民会議の議事運営を「『まず見直しありき』で無理につじつまを合わせようとしているのではないか」と批判し、「戦後の教育は、むしろ基本法を形がい化させた歴史だ」とし基本法の理念の実現を求め、国民会議に対して「基本法をもう一度精読した方がよい」と結んでいる。最終報告に対しては「教育基本法の改正」などは「学校現場の抱える問題の解決に、それが本当に役立つだろうか」と批判を加えた（「解決に役立つだろうか」2000年12月23日）。

中教審へ教育基本法の見直しが諮問された直後には「教育基本法 基本計画法こそつくれ」（2001

年11月27日)として「5年先、10年先のわかりやすい目標を立てて、財源を確保する基本計画はぜひつくってほしい。しかし、なぜ基本法と抱き合わせでなければならないのか。基本法と基本計画は、そもそも性格が異なる。前者は理念を示すのに対し、後者は中長期的で具体的な目標を明らかにするものであろう」と、基本法を改正するのではなく「教育振興基本計画法」をつくれればよいと提案する。さらに基本法改正が憲法改正とつながっているとの危惧も示している。中教審での議論が進んだ段階では「見直しを見直せ 教育基本法」(2002年8月14日)と題し、中教審での教育基本法見直し議論が実のあるものになっていない、議論が深まっていない、その責任は「基本法のうたう理念や原則を丸ごと改める必要性や必然性がそもそもないからだろう」と見直しを議論すること自体の無意味さを指摘している。

## (2) 毎日新聞

毎日新聞は「何より問題なのはなぜ見直しが必要なのかが、依然はっきりしないことだ」とし、中間報告が示した現状認識は「教育改革の必要性には結びつくにしても、基本法改正の理由にはならない」とする。そして保守派が求める改正論は「憲法改正を求める声と重なる論理であり、憲法、基本法が排除した理念の再評価を目指す、政治的、イデオロギー的な狙いが透けて見える。教育の現実から出てきた議論ではない」と断言する。

毎日新聞は教育改革国民会議の中間報告で基本法見直し問題が明確な改正提言ではなく「国民的議論を」との表現にとどまる見直しになった時点で、「常識的な線に落ち着いた」と評価し(「地に足の着いた論議望む」2000年9月19日)、続いて「理念見直しより投資充実」(2000年9月23日)として「今重要なのは、教育基本法の理念の見直しよりも、改革のための具体的施策を総合的、計画的に進めることであり、基本計画の意義は、極めて大きい」と財政支出の充実を求めていた。最終報告に対しては「教育基本法 結局初めに改正ありきだ」(2000年12月23日)と題した社説で、「改正の論理は説得力に欠ける」「政治的思惑に引き

ずられた産物」とし、基本計画の策定には賛成だが、基本法の改正とからめる必然性はないとした。そして改正論が唱える「日本独自の文化」という主張には「愛国心や伝統の尊重なら、どの国にも通じる普遍的な価値である。日本独自という点では、森首相らが再評価する教育勅語に行き着くが、象徴天皇制とは相いれない理念であり、時代錯誤というほかはない」と批判した。中教審への諮問直後には「基本法見直し 教育の現状踏まえた論議を」(2001年11月27日)と題した社説で、文科相が基本計画の策定を先に議論することを諮問したことは「現実的な手法なのではないか」と評価し、「基本法は、極めてセンシティブな問題」であり、「論議は、教育の現実からかけ離れた、不毛な空中戦に陥りがちだ」から、まず基本計画から議論し、その過程で基本法の規定に何か支障があれば改めて基本法の議論をすればよいと提案した。

## (3) 読売新聞

読売新聞は「愛国心や伝統の尊重、家族の役割重視などを打ち出しているのが、最大の特徴だ。日本人のアイデンティティー形成を意識したものとっていい。基本的に賛成できる内容だ」「(基本法が)国と伝統とのつながりを排除したことによって、失ったものは大きかった。よりどころがなくなったことで、基本法に掲げられた理想すら、実現にはほど遠いのが現状だ」とし「社会が目指す方向性を国が示すことは必要だ」とし、「国家戦略としての教育指針」が必要ともする。そして「基本法全体を根本的に見直すほどの姿勢が必要なはずである」と結論する。

読売新聞は教育改革国民会議の分科会報告に対して「教育基本法については、改正の必要性があるという基本認識が示された。法律を時代にあった形に適宜変えて行くのはあまりに当然のことだ。全体会議で続けて行くという今後の議論を見守りたい」(「[教育国民会議]大胆提言が問う政府のやる気」2000年7月28日)、「改正反対論の多くは『現行法にはいいことが書いてある。それが実行できないから問題が起きている』という。であれ

ばいいことはそのままに、新たに時代にあう要素を加えて、より使い勝手のいいものにすればいいのではなからうか」「一部死文化している法律をただ守るだけの姿勢からはどんな可能性も生まれない」（「[教育改革提言]『素人感覚』こそ大事にしたい」2000年9月23日）と教育基本法改正を支持し、2000年11月2日にまとめた「教育改革提言」では「責任ある自由を柱に新教育基本法を」と提言していた。最終答申に対しては「[教育国民会議] 提言の改革実行を注視したい」（2000年12月23日）と題して、「制定から五十年を経て教育基本法が時代とそごを来していることは、私たちも繰り返し主張してきた。一部死文化している法律を、これからの時代に有用な、使い勝手の良いものに改める。それをばか理由などない」とし、「生涯学習」「伝統」「基本計画の策定」を改正のポイントとして指摘した。

中教審への諮問直後は「[教育基本法] 時代にふさわしい見直し論議を」（2001年11月28日）とし、まず「改正案」の形で諮問されなかったことを問題視したうえで、憲法ですら過半数の国民が改正を支持し現実に有用かどうか国民の関心が向いているのだから、基本法改正論議は「主義主張」の問題ではないとする。そして基本計画と基本法の審議は双方を一体のものとして進めなければならないと主張した。2002年9月25日の社説「[教育基本法] 新理念の前に『総括』が必要だ」では「中教審の教育基本法の見直し論議が迷走している」とし、その原因は「現行法の成立過程や果たしてきた役割など、根本的な問題の検証を避けているからだ」とし成立過程の大きな問題として、GHQの「干渉」で「伝統を尊重して」が削除され、「宗教的情操の涵養（かんよう）」が書き換えになったことを指摘している。

2003年1月14日付の読売新聞社説は「[岐路の日本] 戦後思潮のゆがみを正す時だ」と題し、「戦後教育の欠陥が、あらゆる面で浮き出てきている」、その「欠陥」は「戦後教育の理念の中心概念」となってきた「個人」によるとし、「個人の尊重は大切だ。だが、現実にはそれが個人偏重

となり、悪平等主義と結びつき、教師の教育放棄、子供の身勝手といった形のひずみを生んできた」という。そして基本法からは「愛国心、伝統、宗教、家族などが、抜け落ちている。日本人としてのアイデンティティ形成が、意識的に排除されている」、それゆえこれらを身につけさせるために「基本法の改正が急務だ。早急に法を改正し、しっかりとしたバックボーンを持つ個人を育成していく手だてをつくすことである」と主張している。

#### (4) 中日新聞

中日新聞は中間報告は「『新しい時代にふさわしい』内容といえるだろうか」「国家至上主義や全体主義を明文では否定したくないという後ろ向きの意図が全くなかったのかどうか」と疑問を呈し、「現行基本法が掲げた個人の尊重でさえいまだに定着していないのに、法律いじりで新しい教育が生まれるかどうか。ここは基本法改正の中で検討されている『教育振興基本計画』づくりを切り離して早急に法律化し、教育・研究予算の充実、質の高い教員の確保などを計画的に進めたい」と述べている。

中日新聞は教育改革国民会議中間報告に対しては「教育基本法『百年の大計』らしく」（2000年9月23日）と題した社説で、「改正を検討するのは、個を尊重し、多様な価値観を認める精神が広く浸透してからでも遅くはなからう」「国民みんなが、それぞれの教育観や、わが国の将来像を踏まえて、あるべき教育の姿を話し合ってほしい」と述べていた。最終報告には「教育基本法『新時代』だからこそ」（2000年12月23日）として「地球規模の大競争時代のいまこそ、現行法の『個』を尊重する精神の実現が必要とされる」と早急な見直しを問題視している。

#### (5) 日本経済新聞

日本経済新聞は中間報告が示した基本法見直しの視点を「いずれも日本の再生へ向けて欠かせない教育改革の視点といえよう」と評価し、さらに「理念の洗い直し」にとどめず基本計画と組み合わせた点を評価している。その上で成案に向けて

のさらなる検討，論議を求めている。

日本経済新聞は国民会議の最終報告に対しては「『基本法』見直しと教育改革」（2000年12月23日）と題した社説で、「教育の場に競争原理や選択の自由を広げて個々の能力を開花させ、人材の国際的な競争力を高める」という社会が求めている「教育システムの構造的な改革」を速やかに進めるべきだという立場から、森首相（当時）や与党内部の思惑で基本法改正が最終報告で再浮上したことを問題視していた。

#### (6) 産経新聞

産経新聞の「主張」は「国や郷土を愛する心」「伝統文化の尊重」などの「日本人としてのアイデンティティーの確立に力点」をおいたことを「日本人らしい教育の根本法規としての形を整えつつある」と「大筋で評価」している。家庭教育に関する規定を設けるべきだとの提言も歓迎し、親子愛や兄弟愛から始まり、「それらが自然な形で国を愛する心や伝統文化を尊重する心につながっていくような教育が望ましい」としている。同紙は、一貫して教育基本法の改正を主張している。ここ数年の関連する「主張」のタイトルを掲げておく。

「見直しには先人の知恵も【教育基本法】」（2000年2月20日）

「『ゆとり』路線の見直しを【教育国民会議】」（2000年3月17日）

「英知集め戦後の見直しを【教育国民会議】」（2000年3月29日）

「教育改革の違いも見抜け【衆院選】」（2000年6月23日）

「『基本法』改正を支持する【教育国民会議】」（2000年7月21日）

「心で熟読したい呼びかけ【日本人へ】」（2000年7月28日）

「足元を固めて教育新生を【所信表明】」（2000年7月29日）

「改正へ首相が先頭に立て【教育基本法】」（2000年9月10日）

「基本法改正へ指導力示せ【教育改革】」（2000年

9月24日）

「欠けているものはなにか【教育基本法】」（2000年12月13日）

「奉仕を有意義に生かそう【教育国民会議】」（2000年12月23日）

「まず戦後教育の負の反省を【教育基本法改正】」（2001年1月8日）

「原点ふまえて理念を語れ【教育基本法諮問】」（2001年11月27日）

「全面的見直しに踏み込め【教育基本法】」（2002年8月30日）

「『愛国心』盛り込みを評価【教育基本法改正】」（2002年10月19日）

「いつまで悪者視するのか【「愛国心」論議】」（2002年11月1日）

「『戦後』の歪みを正そう【教育基本法改正】」（2003年1月4日）

産経新聞は教育基本法の改正を繰り返し主張してきた。その主張は次のような「論理」で展開されている。第1に、教育基本法はその制定過程で占領軍の干渉を受け「伝統を尊重」などの記述の削除など重要な変更が行われた。第2に、その結果「伝統文化の尊重」「家族愛や郷土愛」「愛国心」などの「日本人としてのありようや道徳的な規範」が欠けている。第3に、教育基本法見直しにあたってはやみくもに新しいものに飛びつくのではなく、「先人の知恵」も参照すべきだ、最も参考になるのは天野貞祐文部大臣が1951年に示した「国民実践要領」であり、「教育勅語」の中にも現在や未来に通用するものが見いだせるとする。産経新聞は天皇を中心とした日本人のアイデンティティーの形成を強く求めている。そのために教育基本法が示している普遍的理念および戦後教育の歩みを強く批判する。その「論理」は単純でかつ粗雑なものである。

産経新聞はJR山手線でのホーム転落事故で、救出しようとした日本人と韓国人留学生が亡くなった事件で、「韓国で育った李さんのこのとっさの行動こそ、戦後多くの日本人が失ったものだった」「戦後の教育においては、こうした勇気だとか自

己犠牲を『国家主義につながる』として廃棄してきた。その結果、自分のことしか考えられず、社会のことをかえりみない若者や大人を育ててきた」と戦後教育を批判していた（「教えてくれた『自己犠牲』【山手線事故】」2001年1月30日「主張」）。戦後教育を受けた日本人男性も救出しようとして犠牲になったことを棚上げし戦後教育を批判する「主張」には何らの論理性も知的誠実さも感じられない。同紙はこのような「論理」で復古的、国家主義的教育基本法改正論を繰り返し展開している。

### 第3節 一日中教審（公聴会）での意見

中教審は2002年10月17日、「『一日中央教育審議会』意見発表者・傍聴者の募集」を行い、11月30日から12月15日まで全国5カ所で一日中教審を開催した。全国で305名が意見発表に応募し、46名が意見を発表した。応募者は800字以内で「新しい時代にふさわしい教育基本法と教育振興基本計画の在り方について」の意見を提出し、それをもとに中教審事務局が「選考」を行い、発表者を選んだ。（一日中教審の「議事録（抄）」は文科省HP「審議会情報」中の「中教審第21回基本問題部会（懇談会）議事概要」中の「配付資料」に掲載されている。）

一日中教審での意見発表は教育基本法の見直し問題に論点が絞られていたわけではなく、幅広い意見が出された。なかには意見発表者に選ばれてから中間報告を読んだという人もあった。以下では、教育基本法の見直し問題に絞って意見を分析していく。

#### 1 各会場での意見の概要

##### （東京会場）

まず11月30日に開催された東京会場での意見発表を検討していきたい。

10人が意見発表を行ったが、「議事録（抄）」を読む限り、明確に教育基本法見直しに反対したのは高校教員の青木氏のみである。また明確に見直しに賛成したのは主婦の河村氏、元民生委員の田

村氏、元団体役員の針ヶ谷氏、高校教員の深澤氏、医師の奥平氏の5名である。自由業の小貫氏、私塾主宰の古山氏がどちらかという見直し反対、塾講師の兼子氏は教育基本法の見直しに言及せず、会社員の高橋氏は教育基本法の自由主義をもっと強化せよと主張するが、具体的提案からは見直し賛成と見られる。このように教育基本法見直しに対して立場が明確に判断できないというのが第1回目一日中教審における意見発表の大きな特徴である。

見直しに明確に反対する意見を述べた青木氏は、教育基本法の実現こそが図られるべきと述べ、「教育の内容に行政権力など政治や経済の様々な力が関与し、それを一つの方向に導こうとすることこそが戒められなければならない」と愛国心の主張などは問題点が多いと指摘した。また教育の内容や具体的な方法は教師や生徒などの当事者の手にゆだねるべきであるとし、教育振興基本計画の内容は「条件整備の域を超えて、公権力が教育の内容にまで深く関与するという内容のものになっています」と批判した。

教育基本法改正を支持する立場から発表した河村氏は、教育基本法の柱の一つである「平和への希求」が反戦平和教育となり、それが「破壊活動」という社会の混乱を招いたと分析する。そして「冷戦後のグローバルな新しい時代は、それぞれの国が独自に持つ文化が一つの国境線になると思います。ですから、日本国民として共有している我が国の伝統・文化・歴史等を学び、理解を深めることが求められるのであり、その上で、他国の伝統や文化を理解し、互いに尊重し合うことのできる資質、姿勢の育成が必要だと思います」とし、「我が国の国土、歴史、伝統、文化に愛着と誇りを育成するための教育振興基本計画」の策定を求めている。最後に「伝統的な家庭像」をふまえ、「ジェンダーフリーの行き過ぎ」が起きることに危惧を示していた。

田村氏は「戦後、GHQが日本が二度と立ち上がれないように、教育基本法をつくり、歴史や文化、伝統、宗教を否定し続けてきました。そのた

めに、日本人の心は精神的なものを見失って、荒れ果ててしまいました。泣くにも泣けないのが今の日本です。この日本を再生するには、教育以外にないと思います。55年ぶりに見直しされた『国や郷土を愛する心』が盛り込まれたことは大変意義深いと思います。しかし、なぜ『愛国心』と堂々と表現しないのでしょうか」と訴え、「教育を受ける権利の中で、男女共同参画社会への寄与が盛り込まれたことは大変危惧を覚えます」とする。

針ヶ谷氏は、中間報告を高く評価するとし、道徳心の低下は罰則がなければ何をしてもいいという法治国家の誤った解釈による、男女共同参画は別に男女共同参画基本法があるので教育基本法に盛り込むべき必然性はないと主張した。

深澤氏は、今の高校生には「日本人としての精神や文化、伝統を理解しようとする心」が欠けていると指摘し、「戦後教育の不毛の最大要因は、どこかで裁かれた歴史による」とGHQの占領政策を批判する。

奥平氏は、「大人社会における価値観や人生観の混乱は、そもそも戦後、国家神道と政治との関係の反省から、あるいは進駐軍の方針から、道徳や倫理観の基礎となる宗教が教育から締め出されたという事実に源を発しているのではないのでしょうか」とし宗教に関する教養を教えることの重要性を強調した。発表の時は教育基本法見直しの是非にふれなかったが、質疑の場で宗教教育に関する条文修正を求めた。

「教育の多様性の会」世話人の小貫氏は、「教育を受ける権利」ではなく、「教育への権利」と呼びかえるべきではないか、日本の社会で多様な種類の教育が実践されることが認められるよう訴えた。

#### (福岡会場)

12月7日に開催された福岡会場では、教育基本法見直しについて一人を除いてその賛否を明確に示していた。見直しに反対したのは、中学校教員の川上氏、古庄氏、小学校教員の近藤氏、杉本氏、在日中国人の箱田氏の5名。見直しに賛成は、高校教員の佐藤氏、大学生の多田氏、会社員の平賀

氏、会社役員の三宅氏の4名である。

見直しに反対する川上氏は、「伝統、文化の尊重」「公共の精神」という言葉に「すごく古い」というイメージを覚え、「教育基本法を変えるという論議ではなく、教育基本法の理念が生かされてきたのか、という議論」を求める。近藤氏は、子どもたちの問題行動は「個人の価値を大切に、人格の完成を目的にした現行の教育基本法が、これまで十分に生かされていなかったから」生じたのではないかとし、「教育基本法の見直しではなく、積極的に現教育基本法を生かして、活用していくこと」を求める。杉本氏は、時代の変化に伴って場当たりに教育基本法を改正すること、「心について法律が関与すること」に懸念を示し、今後も改正する必要はないとする。箱田氏は、「今の教育基本法をもう1回読んで思うのですけれども、基本法にはあいまいな概念の言葉がほとんど使われていないと思います。平和、福祉、真理、勤労とか、こういった言葉は国民が大体一致して想像できる言葉ばかりだと思います。ただ、国を愛する心情といったときに、やはり統一した見解というのは、今、会場にもたくさん皆さんいらっしゃっていますけれども、こういうものだという統一見解は難しいのではないかと思います」と見直しに反対した。古庄氏も教育基本法は「準憲法的な性格」があり、「前文」を法全体の見直しの考え方が決まった後で改めて検討するのは道理に合わない」と批判する。

見直しに賛成する意見では、佐藤氏は、「規範意識が低下し、公と私の区別ができない、自国の歴史や文化をあまりにも知らない子どもたちの現状を考えると、公共の精神や道徳心、自立心及び日本人としてのアイデンティティの育成が最重要課題であると私は考えます」と中間報告に賛同する。多田氏は、愛国心を教えることに賛成し、基本計画にジェンダーフリーを否定する文言を盛り込むべきと提案した。平賀氏は、国や郷土を愛する国民の育成に賛成し、しかし、男女共同参画への寄与ということ盛り込むことには「絶対反対」した。松山青年会議所に所属する三宅氏は、



愛国心をはぐくむ教育の必要性を訴えた。

(福島会場)

12月8日に開催された福島会場では、8人の発表者のうち教育基本法見直しに明確に反対したのは中学校教員の金内氏、高校教員の松本氏の2名、明確に賛成したのは幼稚園長の楠氏の1名である。

反対意見の金内氏は、「教育基本法では、いたずらに価値観を羅列し、教育の現場で押しつけるのではなく、教育を受ける側の自主的精神を尊重することです。まず、大人の社会に正義を醸成し、教育基本法の第一条の理念を日常生活に実現していくことが大切だ」と述べ、政治教育の必要性、社会教育を整備し、教員本来の仕事に力を注げるようにすることの必要性を述べ、教育基本法の具現こそが必要と締めくくった。松本氏は、「そもそも現行法の条文に悪い点といえますか、現在の社会に全く合っていないという点はありません。明らかに教育の発展を阻害しているという条項があるのなら、その部分を変更することは、これは必要なことだと思いますが、今回は決してそうではないのです。ですから、そのような意味でも、今回の中間報告において見直しが必要だと指摘された意見を見てみますと、どこどこが悪いからここを直そうというのではなくて、ほとんどが新たに規定するという文言になっているだけということも、それを証明していると思います」とし見直しに反対した。一方で、基本計画の策定には賛成した。

楠氏は、中間報告に「基本的に賛成」し、学校教育の始期が幼稚園であることと、私立学校の位置づけを明記することを求める。

(京都会場)

12月14日に開催された京都会場では、小学校教員の太田氏、牧野氏、県立高校育英会会長の川本氏が見直しに反対し、全日本仏教会常務理事の石上氏、高校教員の野原氏、主婦の渡辺氏が見直しに賛成した。中学教員の四辻氏がどちらかというのと反対、高校教員の山合氏がどちらかというのと賛成という意見であった。

太田氏は、教育基本法の1条、2条には「果た

して中間報告が指摘する公共の精神や道徳心の視点が欠落しているということになるのでしょうか。『平和的な国家及び社会の形成者』『自他の敬愛と協力』『普遍的にして』と述べている教育基本法の理念には、個人の尊厳を基本に踏まえながら、十分に公の視点をも包含しているものと考えています。教育基本法を生かしきれていない教育実践や実践を保障する教育の条件的整備の不十分さにこそ問題があるのではないのでしょうか」と中間報告に疑問を投げかけ、阪神淡路大震災のときに「この教育基本法で育った青年たちが自発的にボランティア活動を行った」と述べ、個人の自由に関わる事項について法律で規定しなくてもよいとする。現在勤務している大阪の小学校では在日韓国朝鮮人の子どもたちが多数在籍しており、実際に「子どもたちはまさに自他の文化を相互尊重し合いながら、人格の完成を目指そうとしているのです」と現状を紹介した。

川本氏は、「サッカーのワールドカップとか、国際マラソン、それからオリンピックへの国民の熱気に満ちた応援というのは愛国心の証明ではないだろうかと考えております。殊更に愛国心を持ち出すのは、こういった国民の自然な愛国心の発露を信頼できないということでありまして、このように自国民の愛国心を信頼できない指導者がどんな教育をやろうというのかということがあります」と疑問を投げかけ、さらに、「伝統についてはいつの時代の伝統をいうのか」と問う。

牧野氏は、「今この時点で、この教育基本法を本当に改正する必要があるのかなと私は考えています」とし、「今、求められているのは、教育基本法の理念を踏まえた教育振興基本計画の充実ではないかと考えます」とする。

石上氏は、適正な宗教教育を行うことなしに「心豊かな日本人の育成」は出来ないという立場から9条を改正し、「『日本の宗教に関する基本的知識及び理解は、教育上これを重視しなければならない』と改正されますよう御提案お願い申し上げます」と具体的な提案を行った。

野原氏は、伝統、文化を重視する立場から「青

少年の多くは、私たちの父母や祖先が大切にしてきた伝統、文化とは大変に縁が薄くなってしまっているというのが現状です」と述べ、その原因として教育基本法の制定過程で「伝統を尊重し」という文言が削除されたことを指摘する。その結果、国旗、国歌についても正しく学ぶ機会が奪われたとする。ただ、男女共同参画社会への寄与については懸念を表明した。

渡辺氏は、「今回少し勉強してみて感じたことは、実際に子どもを育て、地域の中で生きている私たちが全くわからないまま、幾ら立派な法律ができて、それは決して生きたものにはならないということです。ぜひ私たち国民一人一人が関心を持って、自分の問題として考えていくことが必要だと思いました。その中でも、特に私は先ほどから皆さんがおっしゃっていますように、家庭教育の重要性と学校・家庭・地域の連携・協力について、新しい基本法の中に新たに明確に規定していただくようお願いしたいと思います」と発言した。

#### (秋田会場)

12月15日に開催された秋田会場では、教育基本法の見直しに明確に反対したのは団体役員の大友氏1名で、明確に賛成したのは学校事務職員の石井氏、小学校教頭の畠山氏、大潟村教育長の松岡氏の3名である。

反対意見の大友氏は、「なぜ今、教育基本法の見直しなのか、取り立てて今、見直しの必要はないとするのが私の意見であります」とし、「本報告が見直しの視点として挙げている事柄の大半は、現在、既に学校教育の中で取り組まれているか、現行法の中でも推進可能なものだ」と指摘した。さらに「抽象的にならざるを得ない『公共』『国を愛する心』といった内面的価値観と深くかかわるものを視点として盛り込み、それを正しく理解し、愛着を持つことが重要なのだと規定されてしまうと、国民の価値観の一元化を図ることにつながりかねません」との懸念を示した。

見直しに賛成する石井氏は、国際化やグローバル化への対応など発展的に見直す必要があるとし、

教育制度の弾力的運用、教育の選択肢の拡大、教科書無償制度の見直し、家庭の教育力の回復などを求める。

畠山氏は、「今回の教育基本法見直しの視点や方向については、伝統、文化の尊重、郷土や国を愛する心の重視や家庭の教育力の回復など、共感できるものが多く見られます。ただし、宗教に関する教育については、より重視する方向で見直しをしていただきたいと思います」と述べ、最後に「ジェンダーフリーという極端な男女平等イデオロギーに加担することのないよう、良識的な答申をお願いします」と述べた。

松岡氏は、「普遍的なものは堅持しながら、時代の変化に即して、よりよい教育のために教育基本法を改正しようとしているのであれば、それは理解できることであります」とし、さらに「鳥居会長が、いみじくも挨拶で申されました。『(教育を良くするとすれば)教育振興基本計画の改正が必要である。そのためにも教育基本法を改正する必要があります。』私はこの言葉は大変説得力があると思います」と述べ、基本計画への提案を行った。

北海道で子どもがフリースクールに通っているという阿部氏は、「法的機関、学校法人が設置する学校ではなくて、いわば市民が自ら、地域が自ら運営にかかわられるような、そのような学校の認可を強く求めます」、「保護者が子どもの教育の種類を選ぶ権利と責任を保障していただきたい」とフリースクール等の認可を求めた。

## 2 意見の特徴

全5会場、合計46名の意見発表者の中で、筆者の判断によれば教育基本法の見直しに明確に反対した人は12名、賛成した人は16名であった。教育基本法の見直しの是非については態度を明確に示さなかった人もいるが、「日本教育新聞」は以下のように報道している。

(東京会場)：「中間報告の内容に、6人がおおむね賛成したのに対し、明確な反対意見を述べたのは2人」(2002年12月6日付)

(福岡会場)：「教育基本法見直しに対して4人

が肯定的、5人が否定的」

(福島会場)：「教育基本法見直しに対して2人が肯定的、2人が否定的」

(京都会場)：「教育基本法見直しに対して3人が肯定的、3人が否定的」

(秋田会場)：「教育基本法見直しに対して、6人が肯定的、1人が否定的」

(以上、2002年12月27日付)

「日本教育新聞」の記事では、教育基本法見直しに「否定的」の人が13名、「肯定的」の人が21名となっており、数字に違いがある。見直し反対の数の違いは、東京会場の古山氏を反対としてカウントするかどうかによる。古山氏の発表は、田中耕太郎の『教育基本法の理論』を紹介したり、私塾での授業風景を紹介したりしながら、「自主性」「愛国心」「公共心」などを法律で決められたら教育の現場ではうまくいかない、「教育を受ける権利」ではなく「教育への権利」にしなければならないなどと主張していた。明示的に見直し反対は主張していないが、実質上反対ととらえてよいであろう。

見直し賛成の数の違いが大きいことをどのようにとらえるのか。本稿では明示的に見直し賛成と発言している人を「賛成」とカウントしたが、それ以外の多くの人には教育基本法見直しについての意見をはっきりとは表明していなかった。またすべての発表者の論理展開がはっきりしているわけではなく、議事録からは発表者の真意が伝わってこない場合もある。日本教育新聞は、会場にいた記者がその場の雰囲気を感じた「分類」を掲載したのである。(ちなみに読売新聞は以下のように分類している。東京(改正賛成6, 反対2, その他2) 福岡(賛成4, 反対4, その他2) 福島(賛成3, 反対3, その他2) 京都(賛成4, 反対3, その他3) 秋田(賛成5, 反対2, その他1) 2002年12月16日付)

見直し賛成派の数が筆者と日本教育新聞とで大きく異なった秋田会場を例に検討してみよう。

秋田会場では、日本教育新聞は見直し肯定を6人と報道していた。それでは見直し反対の大友氏、

賛成の石井氏、畠山氏、松岡氏以外の発表を見ていこう。

フリースクール等の認可を求めた阿部氏は、教育基本法第6条(学校教育)について言及したが、見直しを求める発言はしていない。日本教育新聞の記者が、6条を改正しないと阿部氏の要求が通らないと判断し、「見直し賛成派」とカウントした可能性が高い。

職業安定行政に在職する後藤氏は、中間報告で示された見直しの方向「教育の基本理念」の「職業生活との関連の明確化」の項目を「今回の見直しの大前提にさせていただきたいという願いを込めて、一番前にさせていただきたい」と述べていた。この一点を支持したということで見直し賛成派とカウントされたのであろう。

佐々木氏は「教育基本法は憲法に次ぐ基本法なので、具体的なことは学校教育法以下の法律、施行令や施行規則等で規定すればよい。基本法を見直ししたり、特に強調すべきことなどは、教育振興基本計画に取り上げればよいと思っています」と論旨からは改正の必要はないとの主張のように思われるが、宗教教育の重視、尊重も強調しており、画一的な教育ではなく「一人一人の歩幅とスピードに合わせ、応じたシステム」も提案しており、中間報告の内容自体には賛成のように思われる。見直し賛成か反対かは判断不能である。

幼稚園長の佐藤氏は、「家庭教育と幼児教育の大切さを皆さんに認識していただき、この精神の中に強く盛り込んでいただきたい」との主張であった。「内外教育」の記事では「『新基本法の中で家庭教育を取り上げるのは良いことだと思う』と述べ、家庭の教育力の回復を掲げた中間報告を支持した」(2002年12月24日付)とあるが議事録では「新基本法」という表現はない。しかし、家庭教育、幼児教育を重視するという中間報告を支持していることに間違いはなく、この点をもって「見直し賛成派」とされたのであろう。

このように現在の教育への批判、要望を述べた人、中間報告の一部にでも賛同した人はすべて教育基本法見直しに「肯定的」とカウントされるの

である。たとえその要望が教育基本法見直しとは関係がない事柄でもカウントされるのである。見直し賛成派が増えるからくりがここにある。

次に明示的に教育基本法見直し賛成、反対と述べた人の論点を整理しておく。

#### （反対派の論点）

教育基本法の見直しに反対する人の論点は、第1に、現在求められていることは教育基本法の精神を実現、具体化することにある。第2に、教育は自主的に行われるべきもので、教育内容への権力的介入は排除されなければならない。第3に、「公共」「愛国心」などの内面的価値観、心に関わる問題について法律が関与することは問題である。第4に、「愛国心」などは統一した見解が出せない、第5に中間報告の基本計画の内容は、教育内容の統制につながるというものである。

つまり、今日の教育問題の原因を中間報告は教育基本法が時代にあわなくなったことに求めるが、反対派は教育基本法の理念が実現されていないことによるととらえる。そして中間報告が強調する「公共」「愛国心」は価値観の強制にあたるとして反対するのである。

#### （賛成派の論点）

教育基本法の見直しに賛成する人はいずれも教育改革の必要性を主張するが、その理由から幾つかのグループに分類できる。第1のグループは、日本人のアイデンティティを強調し、日本の伝統・文化を重視し、「愛国心」「公共」などを強調するものである。これらの人の多くに見られる教育史認識として、教育基本法制定過程で占領軍の干渉を受けて「伝統を尊重」という言葉が教育基本法の条文から削除されたという認識がある。このグループの人はほとんど男女共同参画を問題視し、ジェンダーフリーの教育に反対している。第2のグループは、個別事項を要望し、その実現の手段として教育基本法の改正を求める人である。幼稚園教育の重視、家庭教育の重視、選択の自由の拡大などがその具体例である。教育基本法見直し賛成といった場合、前者の「愛国心」派と後者の「要求実現」派の二つがあり、後者の存在が大き

いということに留意する必要がある。

## 第4節 中教審による教育関係団体からのヒアリングの検討

中教審は中間報告を発表後、基本問題部会が「有識者」および「教育関係団体」から「教育基本法および教育振興基本計画について」のヒアリングを実施した。

本稿執筆時点では議事録・議事概要が一部しか公開されていない。そのため公開されている各団体が配付した「配付資料」をもとに教育基本法見直しについての各団体の見解をまとめておく（配付資料がない団体は「資料なし」と記載する）。なお「有識者」からのヒアリングの内容の紹介は割愛する。

### 1 ヒアリングの概況

◆2002年12月9日 第17回基本問題部会（懇談会）

(1) 上田閑照氏（京都大学名誉教授）からのヒアリング

(2) 教育関係団体からのヒアリング

i 日本労働組合総連合会（連合）「資料なし」

ii 全国町村教育長会

「（教育目標に）東洋的な捉え方は出来ないものだろうか」「教育基本法の見直しを機会に日本人が日本人として心に誇るものを持ち続けさせたい」

「教育基本法の見直しの視点や見直しによる改革の推進は当を得たものだと思っている」

（基本計画に）「義務教育費国庫負担の堅持を」

iii 日本青年会議所

「我々は、子を持つ親として、これらの意見（「地域の教育」「日本の伝統・文化の継承」「家庭の教育」（引用者注））を理念としておとしこんだ新しい教育基本法が必要であるという結論に達しました」

「これがJC発 教育基本法 愛国のすすめ～素晴らしい日本人と日本のために～」

（「教育基本法」JC私案 第1条（教育の目的）

教育の目的は、道徳的・知的能力を育て、心身と

もに健康で、日本の伝統・文化を正しく伝え、正しい歴史を認識することにより、国家を誇れる国民の育成を目指す。）

#### iv 全国連合小学校長会

「本会も『危機感を持って、教育の在り方を根本にまでさかのぼって見直していかなければならない』と考えている」

「日本の歴史や伝統、国語の豊かさなど日本の誇りとして継承すべき価値について更に踏み込んだ検討が求められる」

「引き続き憲法も視野に入れた教育基本法の国民的議論を期待したい」

#### ◆2002年12月13日 第18回基本問題部会（懇談会）

##### ○教育関係団体からのヒアリング

##### i 社団法人経済同友会

「（経済同友会「教育基本法を考える会」の）そのような活動の結果、以下のような問題意識から、われわれは教育基本法の見直し・改正を支持する結論に至った」

（各条文についての「経済同友会の問題意識」一覧あり）

##### ii 全国都道府県教育委員会連合会

「（中間報告は）基本的には評価できるものとする」

「（教育基本法の見直しについては）今後、国民的な理解を得つつ、新しい時代にふさわしい教育の理念について議論を進めていくべきであるとする」

「教育の根本法である教育基本法に『教育振興基本計画』を規定することについては、賛成するものである」

##### iii 全国市町村教育委員会連合会

「現行の基本法は、教育の理想を説き、今日なお不易の教育理念を示しているが、これからの時代に即した視点の補完も必要になっており、その意味において見直しが相当である」

「教育基本法の規定は、国の教育理念に関する基本的な事項に留め、時代により、あるいは人によって解釈に予断を与えるような内容は差し控え、品位の高い法文とすることを望む」

#### iv 全日本中学校長会

「『教育基本法』によって、国づくり、国民づくりを行うという重厚さを持たせて欲しい」

「個人の幸福や生きがい、自己実現は所属する国の安寧があってはじめて成就されるという理念を打ち出して欲しい。『公共』の概念では弱体である」

「学校教育においては、国、社会、地域を支え、固有の文化・伝統を継承する人間を育成することが大切である」

#### v 全国高等学校長協会

見直しについての立場は不明

#### vi 国立大学協会

「教育基本法の見直しにあたっては、これまでと同様に学問の自由の尊重という基本理念を踏まえつつ、国民に高度の教育の機会を提供し、人類全体への知的貢献を行う大学の社会的意義とその教育研究の発展充実という視点を明確に盛り込まれたい」

「教育振興基本計画については、教育に対する公財政支出を確かなものとし、さらに充実されたい」

#### vii 全国専修学校各種学校総連合会

「職業教育、技術・技能教育が教育基本法に明確に位置付けられ、教育振興基本計画の中でも大きな柱として位置付けられるように本連合会として強く要望いたします」

#### viii 社団法人全国高等学校PTA連合会

「家庭教育」「学校・家庭・地域社会との連携・協力」に関する新条文を設けることが必要。

#### ix 全国中小企業団体中央会「資料なし」

#### x 全日本教職員組合

「憲法につながる『教育の根本法』『教育憲法』である教育基本法という重要な法律を、拙速な論議によって見直し『改正』を行うようなことは絶対に避けなければなりません。」

#### ◆2002年12月17日 第19回基本問題部会（懇談会）

##### (1) 教育関係団体からのヒアリング

##### i 日本・東京商工会議所

同政策委員会提言「教育のあり方について」か

ら「政府は広く国民的議論を喚起し、教育基本法の見直しをはじめ、教育のあり方を抜本的に改革することが必要である。特に、明治以降の日本の発展を支えた、国や郷土を愛する日本人としての誇り、自然や伝統・文化及び道徳の尊重、『勤勉』という価値観が重視されなければならない」

ii 全国国公立幼稚園長会

「検討の視点と内容について基本的に賛成である」

「学校の役割を規定する際には、学校教育法で学校と規定されている幼稚園についても当然のこととして盛り込んでいただきたい」

iii 全日本教職員連盟

「今回の中間報告では、我々の主張が認められ、これからの日本の在り方を定めるべく教育基本法を見直し、新しい教育の方向性が定まったことに對し敬意を表したい」

iv 全国教育管理職団体協議会

「教育基本法の見直し（改善）と、それに基づく『基本計画の策定』について、賛意を表明するものである」

v 日本高等学校教職員組合（麹町派）

「どうしても積極的に改正せねばならない必要性は見あたりません」「しかし、第一の学制公布、第二の戦後教育改革に匹敵するものとして、今回を歴史上の大転換期と捉えて、真の第三の教育改革と位置づけるのであれば、議論の結果として、戦後教育の象徴であり、教育の根本法である教育基本法の改正に踏み込むことを否定するものではありません」

vi 全私学連合（全日本私立幼稚園連合会、日本私立小学校連合会、日本私立中学高等学校連合会、日本私立短期大学協会、日本私立大学団体連合会）

「教育基本法について見直しがなされていることについては、本連合として賛意を表するところである」

「私立学校が国公立学校の補完的存在ではなく、むしろ優位性を持つべきものとして、教育基本法に私立学校の位置づけを明確に規定すべきである」

「（基本計画には）私立学校の振興を図るため

の正当な総合的支援を具体的施策として盛り込み、今後の教育政策はこれに基づいて実施されるべきである」

(2) 日野原重明氏

◆2002年12月19日 第20回基本問題部会（懇談会）

(1) 阿部美哉氏（國學院大學長）

(2) 教育関係団体

i 社団法人日本経済団体連合会「資料なし」

ii 全国特殊学校長会

「障害のある幼児児童生徒一人一人のニーズに応じた対応について、教育基本法の中に明確に位置づける必要があると考えます」

「生涯学習の理念についても教育基本法の基本理念として規定する必要があると考えます」

iii 日本教職員組合

「すすんで見直す理由は見当たらない。今こそ教育基本法の理念を生かし、知識社会といわれる21世紀に向かって、一人ひとりをエンパワーメントする教育システムをつくり、かつ教育振興基本計画を条件整備計画として作成し、教育への投資を積極的に行っていく国民的な共同をつくることに力を注いでいただきたい」

◆2003年1月15日 第21回基本問題部会（懇談会）

(1) 野依良治氏（名古屋大学教授）

◆2003年1月22日 第22回基本問題部会

(1) 財団法人日本宗教連盟

「学校教育の場で宗教についての学びを再検討することが不可欠となる」

「（教育基本法9条2項に）『宗教教育』とあることによって、宗教教育全般を禁止するような解釈を生む余地がいささかでもあるのは、おおいに問題であると言わざるを得ない。今後の中教審の審議においては、『特定の宗教のための宗派教育』といった表現を用いるなど、教育基本法の改正を含めて十分な審議を尽くしていただきたい」

(2) 中西輝政氏（京都大学教授）

◆2003年1月29日 第23回基本問題部会

(1) 中根千枝氏（東京大学名誉教授）

(2) 平山郁夫氏（東京芸術大学長）

(3) 教育関係団体

## i 全国都市教育長協議会

「現行の教育基本法の理念は崇高なものであり、いかなる時代にあっても、尊重されるものであるが、社会の急激な変化、現在の教育が抱えるさまざまな課題のなか、21世紀の目指すべき教育の在り方を、教育基本法まで遡って考えようとする必要である」

「新しい『公共』を創造し、については『公共』が精神を意味するのか、態度を示すのか明確でないような感があるのだが、大切なポイントであるので、検討願いたい」

## ii 社団法人日本PTA全国協議会

「教育基本法は昭和22年にGHQ主導で作られた法律である。このたび初めて、日本人が日本人の子どもを育てるための教育基本法を作る絶好の機会が来たことを伝えていきたい。教育基本法の中身について、また、日本人の子どもがどうあるべきかについて日本人が議論するよい機会である。GHQの占領下にあった時代より55年が経過し、青少年犯罪の増加など教育の課題が山積みになっている。一方で、今ほど保護者・国民が教育に関心を持っている時代もない。どのような改正が必要であるのか真剣に議論し、子どものためという原点に戻って考え、日本に生まれてよかったと子どもが思えるような教育基本法を作るべきである」(議事概要より)

## 2 ヒアリングの検討

2002年12月中に意見を発表した23団体中、20団体が資料を提出しているが、教育基本法の見直しの是非についての各団体の意見を集計すると、見直し賛成が17団体、反対は全日本教職員組合と日本教職員組合の2団体のみ、態度不明が全国高等学校長協会の1団体となる。

以下では、どのような理由で「見直し賛成」を述べているか、各団体の意見の特徴を分析していく。

まず教育基本法の全面的な改正を求める意見がある。日本青年会議所は「これがJC発 教育基本法 愛国のすすめ～素晴らしい日本人と日本の

ために～」という冊子を作成した。同冊子では教育基本法制定当時は、教育勅語が廃止されるとは考えられておらず、併存することが想定されていたとして、それが国会の「排除・失効確認決議」で教育勅語が廃止され、これによって伝統や文化に関する文言が消失したとする。それゆえ、伝統文化を尊重し、日本人としてのアイデンティティーを確立するための教育改革が求められるとし、「教育基本法(私案)」を作成した。同私案は「個」と「公」の調和、「日本の伝統・文化」を強調するものであり、さらに「11年間の社会教育を受けさせる義務」、「教育の義務は、国民としての生活の仕方や倫理観・道義心・自立性を養い、日本人としての誇りを持たせ、国への忠誠心や社会への公共心を養い、知識・技能を身に付けることである」との規定、家庭教育に関する条文の新設、教育に対する「不当な支配」の禁止条項の削除などを行おうとするものである。

経済同友会は「教育基本法改正に関する意見書」を提出している。同意見書は、教育基本法制定後、時代が大きく変化したので「時代の変化に伴う要請に応え、付加されるべきものや既に役割を終えたものなどを見極める作業が必要」で、さらに教育基本法の理念と現場との間に大きな乖離があり、日本の教育理念を確認するためにも国民的議論が必要とする。教育基本法改正の基本的視座として①すべての人間に共通する、普遍的なるものの尊重、②わが国固有の文化、伝統を踏まえた国民性の育成、③時代に伴うさまざまな要請への対応の3点をあげ、「『次代を生きる日本人』の育成」「『社会をつくる個人』の育成」「教育システムの再構築」を求める。意見書自体には改正案は付されていないが、「意見書に集約するには至らなかったものの、メンバーの関心が高い論点や、多くの指摘のあった点について、代表的な意見を紹介」する「【参考】教育基本法各条文に関する主な意見について」が付されている。経済同友会は国民的議論を経て改正すべきとの意見である。

日本・東京商工会議所は「教育のあり方について～『健康な日本』を担う優れた人材の育成を目

指して～」(2002年10月10日 政策委員会提言)を提出している。同提言は、一流国としてグローバルな大競争時代に勝ち残っていくためには教育基本法の見直しをはじめ教育のあり方の抜本的な改革が必要で、「特に、明治以降の日本の発展を支えた、国や郷土を愛する日本人としての誇り、自然や伝統・文化及び道徳の尊重、『勤勉』という価値観が重視されなければならない」とする。そして「わが国に求められる人材」という観点から「現在の教育の問題点」を指摘し、具体的な教育基本法の条文に関する言及はないが初等教育から高等教育にいたる「提言」を行っている。具体的提言は基礎学力の向上や、競争原理の導入が主な内容である。

経済同友会、日本・東京商工会議所はそれぞれが求める「人材」をどのようにして育成するかとの観点から包括的な提案を行った。それに対して、日本青年会議所は、教育基本法の「私案」を作成しているが、問題意識は日本の伝統・文化に限定されている。経済同友会は教育基本法の改正を求めているが、「重みのある法律に手を加えようとするのは、決して容易ではない」として「国民的議論」の必要性・重要性を強調していることが注目される。

つぎに校長会の意見を見ていく。小学校長会、中学校長会はいずれも教育の理念、目的について意見を述べ、基本計画への言及は少ない。小学校長会が「憲法改正」にもふれていること、中学校長会は会長の星政雄が教育基本法改正を目指して2003年1月26日に発足した「『日本の教育改革』有識者懇談会」(民間教育臨調)の代表委員になるなど教育基本法改正に極めて積極的な姿勢を示していることが注目される。幼稚園長会、特殊学校長会はそれぞれ幼児教育、特殊教育を教育基本法に位置づけることを求め、さらに基本計画に盛り込む内容を具体的に示した。

教育委員会関係者は、全国町村教育長会は「日本人の心」を強調するものであるが、都道府県および市町村教育委員会連合会の2団体は教育基本法の見直しに賛成はするが、中間報告の内容には

更なる検討を要する部分、慎重に配慮すべき点があるなどと述べており国民的議論を踏まえて慎重に行うべきであるとの意見である。

国立大学協会は、大学の役割、意義を盛り込めという意見であり、専修学校各種学校総連合会は、職業教育、技術・技能教育を位置づけること、高等学校PTA連合会も「家庭教育」などの条文を新設することを求めるものであった。

### 3 教育基本法「見直し」賛成論の背景

中教審ヒアリングでは17団体が教育基本法「見直し」に賛成したが、中間報告が「見直しの必要性」の④として掲げた「『公共』に関する国民共通の規範の再構築」を積極的に支持する意見を述べた団体は、全国町村教育長会、日本青年会議所、全国連合小学校長会、経済同友会、全日本中学校長会、日本・東京商工会議所、全日本教職員連盟の7団体である。他は、「慎重」「国民的議論を」という意見や、この問題には触れず特定問題について教育基本法への条文の新設、基本計画への盛り込みを求めている。とりわけ基本計画へ要求を反映させようとする意見が目立った。そして基本計画へ要求を反映させようとする場合、その前提として基本計画の根拠法を教育基本法に設けるとする中間報告の趣旨に賛成する必要が出てくる。中教審の鳥居会長は秋田での一日中教審のあいさつで「(教育を良くするとすれば)教育振興基本計画の改正が必要である。そのためにも教育基本法を改正する必要がある」と発言したという。中教審に教育基本法と教育振興基本計画の在り方が同時に諮問された理由の一つがここにある。教育基本法の見直し、改正には多くの反対意見が予想される、それを基本計画という「エサ」で押さえようとするのである。そしてそれは現在のところ「成功」しているといえよう。

### おわりに

中教審という「舞台」で展開されている議論を見る限り教育基本法見直し論は多数派であるといえる。しかし教育基本法見直し、教育基本法改正



は「国民的合意」を得られているのであろうか。中教審鳥居会長は公聴会の終了後の記者会見で、「改正の賛否で発表者の意見が分かれたことに対し『「改正の必要がない」「変えること自体が侵略戦争の再現になるのでは」という意見が大多数だったとは思わない』と述べ、反対論より新しい教育改革の方向性を求める声が強かったことを強調した。国民の多くが現行法の内容も知らないまま改正論議が進んでいることについては『ほとんどの国民は法律の条文を知らずに生活している。全国民が理解するには何十年も教育が必要だ』と反論、一定期間で周知を徹底すれば十分との考えを示した」という（共同、2002年12月15日）。

たしかに公聴会での教育基本法見直し反対意見は少数にとどまっていた。しかし積極的に教育基本法を見直し、改正せよという意見は「愛国心」派が中心である。「愛国心」派の主張は教育基本法が掲げる「個人の尊厳」「人格の完成」という「普遍的」な理念でかつ「次代に継承すべき価値」を否定しようとするものである。「要求実現」派は教育改革を求めるが、必ずしも教育基本法改正にはこだわっていないように思われる。宗教教育を重視せよとの意見の中には日本国憲法にも抵触するおそれのある意見もある。公聴会での見直し賛成意見は、教育基本法の理念を「発展」させる

見直し論とはいえないものであった。

中教審のヒアリングでも多くの団体は自らの要求を主張するその前提として中間報告の「見直し論」を支持した。積極的な見直し論が多数を占めたとはいえない。

多くの国民が今日の教育の現状に不満をもっていることは事実であろう。そして国民の多くが教育改革を求めていることも事実であろう。しかし国民の多くが中曽根元総理、森前総理が考えるような「バック・ト・ザ・教育勅語」および日本国憲法の平和主義の原理を否定する憲法改正の前段階としての教育基本法改正を求めているとは思えない。

中教審は「はじめに改正ありき」で論議を開始し、政治の圧力に屈して「見直し」中間報告を行い、基本計画というエサで教育基本法改正への支持を取り付けていると見てよいであろう。今や「中央教育審議会」自体が「教育に対する不当な支配」の主体となってしまった。

日本国憲法および教育基本法の理念、精神を生かし続けるために、そして子どもたちを戦場に送らないために、中教審の教育基本法「見直し論」に反対し、日本国憲法および教育基本法の理念、精神を形がい化させている教育政策に立ち向かっていくことが求められる。